

## 第23回入善町農業委員会議事録

令和元年6月10日午後13時30分から第23回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名                      委員現在数 18名

出席委員 16名

1番 五十里 章	3番 中島 茂樹	4番 高澤 清晶	5番 島瀬 康一
6番 塚田 周一	7番 城崎 久満	8番 松原 二美榮	9番 米山 義隆
10番 鍋嶋 太郎	11番 上島 幸夫	12番 谷口 和子	13番 米田 喜代美
14番 山崎 林太郎	15番 愛場 義豊	17番 酒井 良博	18番 長原 均

欠席委員 2名

2番 米澤 一博	16番 田中 吉春
----------	-----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長	小堀 勇
入善町農業委員会 係長	島尻 淳子
入善町農業委員会 主事	道下 玲也
入善町農業委員会 主事	浦田 佳明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第84号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第85号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第86号 入善町農業委員会の平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定に関する件について

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦勞様です。春先から始まった田植えもひと段落してきました。さて先月、東京にて全国農業委員会会長大会が行われました。中間管理機構による農地の集積・集約化や人・農地プランについてなどを富山県の要請として挙げさせていただきました。目標の実現に向けて、農業委員の皆様にはこれからも活動していただければと思います。また、近日、用排水路の事故件数が多くなっています。ひと段落したばかりではありますが、気のゆるみによる事故を防ぐためにも皆様の方から農作業をされている方に呼びかけを行っていただければと思います。

それでは、本日もよろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第23回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。13番米田委員と14番山崎委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第84号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第84号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は舟見〇〇番〇〇外8筆の計9筆で、台帳地目、現況地目はすべてとも田、合計面積は16,188㎡です。

譲渡人は公益社団法人 富山県農林水産公社で、譲受人は入善町舟見〇〇番地〇〇の〇〇さんです。富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人であり、農地中間管理機構として、経営規模を縮小したい農家や離農する農家などから農地を借り入れ、その農地を担い手農家に貸し付ける「農地中間管理事業」を行っています。また、農地の買い入れ・売り渡しについても、特例事業として行っており、これを利用することで、所得税等の譲渡所得において800万円の特別控除という税制上の特例措置を受けることが出来ます。

この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の特例事業を利用して、認定農業者である〇〇さんが農地を買い受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地が2km以内にあり、通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者がいない場合は認めないというものですが、農地所有適格法人のため問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、31,962㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、愛場委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は舟見〇〇番〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は200㎡です。

譲渡人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、譲受人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人の所有である舟見〇〇、〇〇と仲間田で、譲受人が耕作しており、所有権移転するため今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は200m以内であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が50年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年250日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、7,673㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、愛場委員にいただいております。

以上、2件です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

愛場委員

受付番号1番ですが、事務局の説明のとおりであり現地も確認した結果、問題ないと判断し確認印を押しました。受付番号2番ですが、現在耕作者が譲受人であることから問題はないと思われま

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。  
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。  
議案第 84 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第 4、議案第 85 号、農地法第 5 条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 85 号、農地法第 5 条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1 件の申請があります。

申請番号 1 番。申請地は入善町吉原〇〇番〇〇の計 1 筆、台帳、現況地目ともに田で、面積は 731㎡です。

譲渡人は千葉県千葉市中央区〇〇号の〇〇さん、譲受人は入善町吉原〇〇番地〇〇の〇〇さん外 1 名です。転用目的は「住宅及び作業所用地」で、契約内容は「所有権移転」です。

申請者の〇〇さん外 1 名は、現在、祖父所有の一戸建て住宅を借りて、夫婦と子供 2 人の 4 人で生活しています。また、〇〇さんは、個人事業主として一般住宅建築を目的とした建設業を営んでおり、現在、作業をする際には、作業場所を借りて行っています。

作業場所や資材置場を確保したいこと、また、子供の成長に伴い住宅が手狭になってきたこと、現在居住している住宅が老朽化していることもあり、実家に隣接する申請地を譲り受けて、自己の住宅及び作業所を建設する計画をたて、今回の申請となりました。

申請地は、731 ㎡と、住宅、作業所、資材置場、庭、駐車スペース等として利用するために必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第 1 種農地であると判断します。

第 1 種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「住宅及び作業所用地」であり、運用通知第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (e) による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができると認められないもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第 2 種農地、第 3 種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は昭和 58 年 8 月 13 日に農業振興地域の用途区分の変更済みであり、隣接耕作者からの同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、1 件です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

中島委員

事務局の説明のとおりであり、現地の確認を行った結果、問題はありませんでしたので確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。議案第85号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定します。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第86号、入善町農業委員会の平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定に関する件についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第86号、入善町農業委員会の平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定に関する件について、農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日27経営第2933号）に基づき、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を、別紙のとおりとすることについて、当委員会の決定を求めます。令和元年6月10日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農業委員会活動の公平性や透明性が求められるようになったことから、毎年、前年度の農業委員会活動の点検・評価と、新年度の活動計画を作成し、これを毎年度6月30日までに公表することになっていきます。

それでは、内容の変更点について簡単ではありますが、まず平成30年度の活動の点検・評価（案）から説明させていただきます。5ページをご覧ください。

まず、「Ⅰ農業委員会の状況」についてですが、農業の概要については、主に農林業センサス等に基づいて記載しております。下段の農業委員会の現在の体制については、昨年度と比較して変化なしということで、昨年度同様の委員数を記載しております。

次に6ページ、「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」についてです。集積実績は2,333.9haで、目標に対する達成状況は、99.2%でした。活動の実績としては、概ね計画通りに実施することができました。その評価として、目標値は妥当であることから、今後とも高いレベルでの目標設定を継続すべきとしま

した。また、活動に対しての評価としては、関係機関と連携して、更なる利用集積を図るとしました。

次に7ページ、「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてです。平成30年度には、新規参入者が1件（〇〇さん）ありました。新規就農者の掘り起こしに成功し、今後も就農意欲ある者に対して支援活動を進めていければと思います。

次に8ページ、「Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価」についてです。これまで蛇沢にある農地が遊休農地として取り扱っていたのですが、平成30年度中に解消することができました。しかし、昨年の合同農地パトロールでも調査しましたダイナム横の3筆が新たな遊休農地として挙がってきています。今後とも粘り強く監視・指導を継続するとともに、新たな遊休農地の発生を防止するとしました。

次に9ページ、「Ⅴ違反転用への適正な対応」についてです。実績については、年度末時点の違反転用面積は0haで、計画に対する実績としては、概ね計画通りに活動することができ、その評価としては、今後も違反転用発生予防の継続を図るとしました。

次に10ページ、「Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」についてです。農地法第3条に基づく許可事務については、3月までの数字で、1年間の処理件数は23件であり、農地転用に関する処理件数は、31件でした。

12ページの農地所有適格法人からの報告への対応では、ご覧のような報告数になりました。

続きまして、「4 情報の提供等」についてです。農業委員会では、賃借料の目安として農地標準賃借料を定めて公表しており、3年に一度改正を行っていますが、それとは別に、農地法の改正により、実際の賃借料の平均、最高・最低額などを公表することになっています。その賃借料情報の調査・提供の調査対象貸借借件数は1,640件、農地の権利移動等の状況把握の調査対象権利移動等件数は1,274件、農地基本台帳の整備については、整備対象面積は3,921haでありました。

「Ⅶ地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容」についてですが、特にありませんでした。

「Ⅷ事務の実施状況の公表等」については、総会等の議事録及び活動計画の点検・評価の公表は、HPに公表しています。農地等利用最適化推進対策の改善についての意見の提出は、ありませんでした。

以上が、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）です。

次に、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について説明します。13ページからご覧ください。

まず、「Ⅰ農業委員会の状況」についてです。

この値は平成30年度の「農業委員会の状況」（5ページ）と同様の値を記載しております。

次に、14ページ、「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」についてです。まず、現状及び課題です。平成31年3月現在の現状としては、管内農地面積は3,704.7haで、集積面積は2,333.9ha、集積率は63.1%です。課題としては、今後、農業従事者の高齢化や後継者不足により離農が進むことが懸念されることから、農地の受入先となる担い手等の育成・確保、農地中間管理事業等の周知と相談体制の充実を図ることが必要です。

目標としては、集積面積が100haで、設定の考え方としては、近年の年間平均増加数から目標を設定しました。活動計画としては、引き続き入善町農業公社が、農地の貸し借りに関する総合的な窓口となって充実した相談体制を継続し、公共的媒体を活用した利用権設定の制度内容等の周知・啓発に努め、農地中間管理事業による機構集積協力金等の助成制度を有効に活用しながら、農地利用集積の積極的な推進を図りたいと考えております。

具体的には、町のホームページやリーフレットなどを活用した啓発活動を随時行い、8月ごろの町広報誌を活用して啓発活動を行います。また、農業委員と担い手との懇親会において、農地の利用集積の働きかけを行います。

続きまして、「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてです。

先ほど話したとおり平成30年度に新規参加者が1件ありましたが、新規就農の初期投資に係る経費や農地の確保が難しいといった課題があるため、様々な融資や補助制度の周知、研修会等への参加を促し、就農者対策の強化が必要です。

令和元年度の目標及び活動計画については、参入目標数として2経営体、面積が4.0haとし、そのための活動計画として、県、公社及び農協との関係機関と連携を図り、就農希望者に制度周知及び普及を行います。

次に、15ページ、「Ⅳ遊休農地に関する措置」についてです。

現状及び課題については、平成31年3月現在の現状は、管内の農地面積が3,705.0haで、遊休農地面積は0.3ha、割合にして0.01%です。蛇沢の農地と同様に、農作業の栽培可能な状態まで復元するためには、

地権者との協議を十分に行い、実現可能な解消策の検討を推進する必要があるため、令和元年度の目標及び活動計画については、この遊休農地の面積である0.3haを目標として設定しました。

最後に、「V違反転用への適正な対応」についてです。

現状及び課題としては、農地パトロールや住民からの情報提供で違反転用を把握することはかなり困難であり、転用申請で初めて違反転用を発見するケースが大多数となっています。違反転用を防止するには、違反を発見して是正指導を行うよりも、住民意識を高めることが効果的であることから、啓発活動の更なる強化が必要と考えます。

そこで、違反転用の発生防止に向けた取組としては、8月ごろに農業委員会後の一斉パトロールや実施農業委員、事務局職員による個別パトロールを随時実施する計画です。また、町のホームページ、リーフレット、のぼり旗を活用した啓発活動を通年でを行い、6月ごろの町広報誌を活用して啓発活動を行いたいと思います。

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、以上です。  
よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。  
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第86号、入善町農業委員会の平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定に関する件について、本案を原案どおり決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定します。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。  
それでは、事務局から何かありますか。

事務局

令和2年度農林関係税制改正に関する要望としてお手元にありますように農業経営基盤強化準備金に伴う課税の特例及び農地中間管理機構へ貸し付けた場合の保有に係る課税の軽減措置の継続を富山県農業会議に要望したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（全員「異議なし」の発言あり）

事務局

それでは、この要望内容を報告いたします。事務局からは以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

(全員 意見なし)

議長 (鍋嶋 太郎)

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第23回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、7月4日木曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

(閉会 午後2時30分)